

八尾市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正  
新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条～第15条 略 (多機能端末機による印鑑登録証明書の交付) 第15条の2 前条の規定にかかわらず、被登録者は、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により印鑑登録証明書を発行する機能を有するものをいう。以下この条において同じ。)による印鑑登録証明書の交付のために必要な機能を有する<u>個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)</u>を利用して、多機能端末機に暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、多機能端末機からその交付を受けることができる。</p>	<p>第1条～第15条 略 (多機能端末機による印鑑登録証明書の交付) 第15条の2 前条の規定にかかわらず、被登録者は、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により印鑑登録証明書を発行する機能を有するものをいう。以下この条において同じ。)による印鑑登録証明書の交付のために必要な機能を有する<u>次に掲げるものを利用して、多機能端末機に暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、多機能端末機からその交付を受けることができる。</u></p> <p>(1) <u>個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)</u></p> <p>(2) <u>移動端末設備(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第35条の8第3項に規定する移動端末設備をいう。)</u></p>
<p>第16条～第19条 略</p>	<p>第16条～第19条 略</p>